

卓話資料

マイナンバーから読み解く、中小企業を取り巻く環境の変化が生む問題と対策

2016.2.24

華陽労働基準協会

1. マイナンバーとはどんなものか？

・マイナンバー（個人番号）と法人番号

- 個人 12桁 ←外国人でも、住民票のある人には、付番される。
- 法人 13桁

・目的： 社会保険、雇用保険、労災等の手続に使用。また、税務申告書類に記入して提出。
災害対策にも使用される。

・国民が日常生活でふれる公的番号（住民票コード、基礎年金番号、運転免許証番号、パスポート番号、健康保険証の記号番号など）では、同一人物の記録として管理するのが難しいため、マイナンバーを一人一生1つの番号を通して使用することで、適正な運用が出来る環境整備をする、という目的のもとに導入された。

2. マイナンバー制度のスケジュール

2015年10月 マイナンバー通知開始

2016年1月 個人番号カード（マイナンバーカード）交付開始 ←交付には時間がかかるが、時期はネットで確認できる。

介護保険手続、雇用保険手続きで使用開始

年末調整時、法定調書に記入して、税務署、市町村へ報告

2017年1月 社会保険手続使用開始予定だったが、開始は延期（時期未定）

マイナポータル 運用開始

※その他、市区町村、民間での利用も予定されている。

※現段階でも、2～3回の改正があったため、動向、注意。

3. 企業に課されたマイナンバーに関する義務

・罰則がある（故意に漏えいした場合、従業員とともに法人も責任を負う、両罰規定）

・企業に必要な対策

→事前準備、取得（本人確認）、保管、利用、提供、廃棄

・企業に必要なマイナンバー対象者

- 従業員
- 報酬支払者（報酬、料金、契約金及び賞金の支払先） ←5万円を超える者から。
報酬の区分により、金額が違う。
- 不動産の賃借先（個人） ←15万円を超える者

卓話資料

- 株主への配当金・余剰金の支払 ←非上場企業

4. 近年の行政の変化

- ・法改正が多く、また、施行時期もまちまち。
- ・情報は、自分で取りに行かないと、入ってこない。
- ・少子高齢化により、労働力人口が減少することを踏まえ、IT化、効率化に力を入れている。
(契約社員が窓口を担当していたり、世代交代で若い人材が対応するようになっており、知識、経験など、対応に差がある。)
- ・行政は、相談窓口と言うよりは、審査、または手続き機関である、という色がより濃くなっている。

5. 企業にとっての問題点

- ・マイナンバーについて、よく知っているものがないのに、運用はスタートしている。
- ・マイナンバーの回収に始まり、運用、保管のルールが出来ていないため、マイナンバーの漏えいリスクが高くなっていても気づかない。
- ・ネットから誰でも情報を知ることが出来るため、社内、社外からマイナンバーの取扱に関しての質問があっても、対応できない。
- ・環境が整備されていなければ、故意に漏えいしたかどうか、判別できないこともある。
- ・行政は、税務申告を逃れている人を簡単に見つけ出すことができるようになる、という目論見もあるため、従業員等が故意にマイナンバーを企業に提出しないのか、企業が協力を拒んでいるのかを判別できるように、回収が出来なかった場合も、その記録を残す必要がある。が、それを知らない。

(近年みられる問題点)

- ・ITに弱い人材が多い場合、運用も含め、コストがかかるようになる。
- ・行政の電子化が進んでいるので、今までと違った方法をとれば、経費が安くなることもある、と気づかない。
- ・社内ルールがあっても、教育する機会がないので、人材が入れ替わるたび、暗黙のルールであるものが伝わっていかない。
- ・人材の採用について、募集してくる数が少ない。
- ・人材が定着しない。